

事務連絡
令和2年6月15日

公益社団法人 日本産婦人科医会 御中

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」の周知へのご協力をお願い

令和2年5月7日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容については、「『妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針』の一部改正について」（令和2年5月7日付け基発0507第1号・雇均発0507第15号。以下「通知」という。）によりお示ししたところです。

上記に加え、今般、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（以下「新助成金」という。）を創設いたしました。

新助成金の内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、通知でお示しした新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とともに、貴会会員に対する周知について御協力いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する助成を行うことで、妊娠中の女性労働者が、離職に至ることなく安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図るため、新助成金を創設いたしました。

新助成金の詳細については、別添1のリーフレットや参考資料をご参照ください。

また、新助成金の支給申請に当たり、母性健康管理指導事項連絡カード等医師等の指導事項が分かる資料が添付書類となることにご留意をお願いいたします。

- 2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容や母性健康管理指導事項連絡カードの利用方法については、引き続き通知において示された取扱いによるものです。
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置は、妊娠中の女性労働者が、職場の作業内容等によって新型コロナウイルス感染症への感染に不安やストレスを抱える場

合があること等を踏まえ、妊娠中の女性労働者が、安心して妊娠を継続し、子どもを産み育てられるような環境を整備することができるよう新たに規定したものですので、別添2のリーフレットや参考資料をご参照いただき、この趣旨を踏まえて、その心理的なストレスが母胎又は胎児の健康保持に影響があると考えられる場合には、必要な指導を行っていただくようお願いいたします。

(参考資料)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金Q & A
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639553.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の取扱いについて (Q & A)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000627573.pdf>
- ・ 職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について (厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html